## 令和6年度 学校法人京都女子学園 監事監査計画書

監事 五 島 一 代

監事 市 田 佳 之

監事 羽 渓 了

学校法人京都女子学園監事監査規程(以下「規程」という。) にもとづき、令和 6 年度の監事監査計画を次のとおり定める。

### 1. 監査方針

学校法人京都女子学園(以下「本学園」という。)の適正な管理運営、教育研究機能の向上及び 財政の基盤確立等に寄与することを目的として、監査業務を遂行するものとする。なお、監査は、 本学園の業務について適正かつ効率的な運営に資するために、内部監査を担当する事務局長及び 監査法人と連携して行う。

# 2. 監査の方法

- (1) 業務監査 (規程第5条)
  - ① 理事会、評議員会等に出席する。
  - ② 令和6年度期中において、担当責任者等からの業務状況の聴取、重要な文書の閲覧等により 定期監査を行う。
  - ③ 業務の進捗状況等について、理事長、事務局長、関係所属長等と意見交換を行う。
  - ④ 令和6年度の業務全般に関し、担当責任者等からの概況聴取、重要な文書の閲覧等により期末監査を行う。
- (2) 会計監査 (規程第6条)
  - ① 令和6年度期中において、監査法人から監査結果の報告を受け、意見交換を行う。
  - ②「①」を踏まえ、必要に応じて会計に関する帳簿、書類等を調査する。
  - ③ 令和6年度の財産目録及び計算書類に関し、担当責任者等からの概況聴取、重要な文書の閲覧等により期末監査を行う。

### 3. 監查項目·監查日程

監査項目・監査日程は、別添「令和6年度監査日程表」のとおり予定する。

なお、監査は令和6年度を通して行うほか、令和6年度終了後の令和7年5月に期末監査を行う。

### 4. 重点監查事項

業務監査の対象事項のうち、以下の事項を令和6年度の重点事項とする。

- (1) 各学校の諸課題等についての確認
- (2) 心理共生学部開設後の設置計画の履行状況確認
- (3) 私学法改正への対応について
- (4) その他、必要に応じて重点事項を設ける場合がある。